

水道局への  
来局回数を減らせる

# 給水装置工事の書類を 『電子申請』で提出できます！

## ポイント

給水装置工事申込書などのPDFデータをWeb上の専用フォームから提出し、審査を受けることができるので水道局に来局いただく回数を減らせます。

- ※ 手順や流れは裏面をご覧ください。
- ※ 電子申請を義務付けるものではありません。

## 条件

### (1) 次の①～⑥すべてにあてはまるもの。

- 次のア～ウのいずれかに該当する新設または改造工事である。
  - 2階建てまでの一般住宅
  - 作業小屋、畑、ハウス、庭園、駐車場で給水用具が5栓以下
  - 1つの区画・敷地への給水管の引込みのみ施工
- すべて直結直圧方式による給水である。
- 引込み口径や撤去口径、メーター口径がφ25以下である。
- 特殊器具やスプリンクラーを設置しない。
- 配水管の断水作業を伴わない。
- 各関係機関との事前協議が済んでいる。

#### \*事前協議も 電子申請で

- 事前協議用の電子申請フォームも設けてあります。
- 事前協議を済ませないと書類を受付できないことがあります。

### (2) 上記(1)以外で水道局と事前協議\*が済んでいるもの。

## 比較

### 電子申請を利用しない

様式	紙原本
提出方法	水道局窓口
来局回数	複数回*

\*書類ごと、さらには修正がある度に水道局へ来局し、紙原本の提出が必要。

### 電子申請を利用する

PDFデータ*
Web上のフォーム*
最少で1回*

\*審査をPDFデータで行い、竣工報告時にだけ水道局へ来局し全ての紙原本を提出する。

燕・弥彦総合事務組合 水道局 施設課 給水維持係  
 TEL 0256-77-9400 (代表) FAX 0256-78-7680  
 メールアドレス suido\_shisetsu@city.tsubame.lg.jp  
 ホームページ <http://www.tysogo.jp/suido/index.html>

#### \*専用フォームは…

- 燕 弥彦 給水装置 で検索
- 水道局ホームページ
- 給水管などの新設、改造

# 手順・流れ

※必要により  
事前協議

給水装置工事の申込み

施工着手  
自主検査

給水装置工事の竣工報告

## ① 水道局と事前協議(事前協議が必要な場合)

協議用のフォームに入力し、協議を申し込む。

水道局で審議し、協議結果を回答

事前協議が必要な工事は表面の「条件」を参照

事前協議は来局でも可

## ① 記入・押印した書類のPDFデータを作成

- 給水装置工事申込書
- 給水装置工事施工等に関する委任状・同施工等の受任に関する誓約書
- 給水装置工事設計資料

- ※ 紙原本は大切に保管しておく。
- ※ 念書、承諾、委任、誓約等の署名・押印を忘れずに。
- ※ 道路や河川などの占有申請書類は原本提出が必要。  
(燕市管理道路の場合のみ電子申請での提出可)

※ 修正が必要な場合はメール等で指示します。

## ② PDFデータを専用フォームから提出

必要事項を入力・選択のうえ、PDFデータを添付し送信する。

水道局がPDFデータを審査(審査完了の連絡はしません)

ここでは来局不要(原則)

原本の提出は④まで不要

## ③ 竣工報告の事前確認(任意)

竣工報告の事前確認を希望する場合は、④で提出する書類のPDFデータを作成し、専用フォームから提出する。  
任意ですので、希望しない場合は④へ。

水道局で確認し、結果等を回答

※ 修正が必要な場合はメール等で指示します。

## ④ 記入・押印した書類の紙原本を水道局へ提出

- 給水装置工事申込書(①で記入・押印したもの)
- 給水装置工事施工等に関する委任状・同施工等の受任に関する誓約書(同上)
- 給水装置工事竣工報告書
- 給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検...

忘れずに!

ここで水道局へ1回来局(原則)

- ※ 紙原本を提出いただくことで正式な竣工報告として扱います。電子申請でデータを提出は「事前確認」として扱います。
- ※ 竣工報告の書類を提出してから3営業日後が竣工検査日となります。水道料金の請求先変更は竣工検査日以降しかお受けできません。

ご注意を!